

# 回 答 書

令和8（2026）年6月18日

入札参加者 各位

那須塩原市長 渡辺 美知太郎



番 号	3	2	6	0	7	8
件 名	那須塩原市健康長寿センターLED照明賃貸					
No.	質疑事項			回答		
1	<b>既存機器の撤去について</b> 既存機器等の撤去に関しまして、受注者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分等の認可を受けていない場合、認可のない先へ委託すると廃掃法違反となってしまいます。 そのため、本件は既設機器の所有者が貴市である場合、廃掃法に基づき排出業者として認められた会社が貴市からの注文を受け産業廃棄物処理の処理を行い、入札の受注者はその費用の立替払いをするのみであるという解釈で良いのでしょうか？(通常、リース会社では既存機器の廃棄は出来ません)			本市が受注者と締結するのは「リース契約」のみです。受注者は自らの責任において電気工事業者にLED機器の取付工事等を発注し、完了後に本市へリースを行うスキームとなります（LEDの所有権はリース会社であり、既存照明の所有権も本市から受注者に移管するものとします）。 したがって、本市と受注者との間に電気工事の請負関係は発生いたしません。当該工事の発注者は「受注者」、元請業者は「電気工事業者」となりますので、既存機器の撤去・処分については、受注者の責任において、施工を行う電気工事業者を産業廃棄物の排出事業者等として適正に処分を行ってください。		
2	<b>下請け業者の選定について</b> 仕様書 13. (2)に「下請業者は、原則として市内の電気工事業者を採用すること。」と記載がございますが、市内の電気工事業者以外を下請先とする事は可能でしょうか？			仕様書 13.(2) に記載のとおりです。なお、那須塩原市内に本社又は本店を有する業者以外に下請発注する場合は、協議の上決定するものとします。		
3	<b>動産総合保険について</b> 動産総合保険は期間の経過と共に受取額が逡減する通常の動産総合保険でよろしいでしょうか？ その場合、修理代が受取保険金額を上回った際には差額分を貴市にてご負担頂くとの理解でよろしいでしょうか？			導入するLED照明は受注者の所有物であり、リース期間中における当該機器の機能維持は受注者の責任において行うものとします。 したがって、修理代等が受取保険金額を上回った場合であっても、原則として本市が差額を負担することはありません（リース期間中の機能維持が確実にできるよう、受注者の責任において適切な保険に加入してください）。		

		ただし、仕様書「11 損害賠償」に記載のとおり、本市の責に帰すべき理由により生じた損害についてはこの限りではありません。
4	<b>業務範囲について</b> リース会社が法令上請け負えない業務(電気工事等)については、貴市から当該業務を受注せず、仕様充足のため売主等に発注して実施させる扱いで差し支えないでしょうか？	質疑No.1の回答のとおりです。本市が受注者と締結するのは「リース契約」のみであり、電気工事等について本市と請負契約を締結するものではありません。 したがって、仕様を満たすLED照明を本市へリースするため、受注者の責任において電気工事業者等（売主等を含む）に当該工事等を発注し、実施させるスキームで差し支えありません。
5	<b>仕様内容について</b> 応札者の責に帰さない仕様書差異・数量差異・現地状況差異に起因する工事費・機器費の増減が発生した場合、応札者へ指名停止・違約金等のペナルティが発生しないとの理解でよろしいでしょうか？ また、当該増減分については、協議のうえ精算いただけるか、ご確認をお願いします。	見解のとおり、応札者の責に帰さない事由（仕様書差異・数量差異等）により変更が生じた場合、本市から指名停止や違約金等のペナルティを科すことはありません。 また、当該差異に伴う費用の増減等につきましては、仕様書「8(1)②」及び「13(5)」に記載のとおり、別途協議のうえ精算等の対応を決定するものとします。
6	<b>入札書の記載金額について</b> 入札書の記載金額は月額でしょうか総額でしょうか？ また、税抜きか税込かをご教示下さい。	月額（税抜）で記載してください。
7	<b>納期について</b> 部材供給不足等による受注者の責によらない事由等により、納期遅延が生じた場合、受注者への指名停止等の処分、違約金等のペナルティは課さないとの理解でよろしいでしょうか？	受注者の責によらない事由による場合は、対応について協議します。
8	<b>提出書類(工事写真)について</b> 提出書類の「工事写真」について確認です。同一室内に同一種類の照明器具が複数台ある場合、全台数分ではなく、代表写真1枚の提出でよろしいでしょうか。	同一室内に同一種類の照明器具が複数台ある場合、全台数分の写真提出は省略可能とします。ただし、当該器具の代表写真1枚と、部屋全体の設置状況が確認できる全景写真1枚（計2枚）を提出してください。